

6. 搬入・搬出料について

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスの搬入・搬出費用は基本的に代金に含まれております。但し、以下の場合は特例として、別途お客様とご相談の上搬入・搬出費をお支払い頂きます。詳しくは事前に担当者にご相談下さい。

- 1) 通常実施地域並びに通常実施地域以外で行う、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合の当該措置にかかる費用の実費の支払いを受けるものとします。
- 2) 指定居宅サービス事業所における通常実施地域以外への搬入・搬出に係る交通費は、その実費を徴収する。
なお自動車を使用した場合の交通費は事業所から片道50キロメートル未満1,000円、事業所から片道50キロメートル以上2,000円を徴収する。

7. 代金のご請求等

- 1) ご利用代金は所定の方法にてお支払い頂きます。
- 2) 【非課税】の表示がある商品には消費税はかかりません。又、課税対象商品の消費税は表示代金に含まれています。(内税表示)
- 3) 万一、代金のご請求にも関わらず、お支払いが確認できない場合には、ご使用中の販売商品を引き揚げさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

8. その他のサービスご利用上の注意点

- 1) 故障時等の取扱い
 - 万一故障等が起きた場合には、お問い合わせの窓口にご連絡ください。速やかに修理・交換等の手配を致します。
 - 但しお客様による故意又は、誤った使用方法による故障の場合には、別途修理料金をご負担いただきます。
- 2) 使用方法等の説明及び練習の実施
当社の従業員が事故防止のための留意点等の説明をさせて頂き、ご本人様及び介護される方には実際に練習をして頂きます。(ご本人様の身体状況により練習が困難な場合は、介護される方のみの練習とさせて頂きます。)

9. 守秘義務について

当社又はその従業員が業務上知り得たお客様及びご家族の個人情報、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、この守秘義務は、従業員退職後及び契約終了後も同様です。

10. 個人情報に関する同意

- 1) 前項に関わらず、当社及びサービス従業者は、お客様及びご家族の個人情報を、本説明にて同意を得て、次のとおり必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。
 - 1 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整の為。
 - 2 お客様が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医及び医療機関の意見を求める必要のある場合。
- 2) 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下のとおりとします。

①介護保険被保険者証 ②アセスメント書類 ③主治医の意見書 ④減額証 ⑤身体障害者手帳 ⑥医療受給者証
⑦診断書 ⑧納品・引取りの際の伝票類 ⑨領収書 ⑩受領書

- 3) 個人情報の使用及び提供の期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

11. その他の義務

当社及びサービス従業者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に十分配慮するものとし、

12. 事故発生時の対応

- 1) 当社が提供した特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売サービスにより、事故が発生した場合には、市区町村、お客様のご家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- 2) 当社は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- 3) 当社は利用者に対する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

13. 苦情・サービス内容に関する相談窓口

当社お問合せ先

受付日時：月曜から金曜（但し国民の祝日、8月13日～16日、12月30日～1月4日を除く）

営業時間：9：00～18：00

担 当：友 安 達 也

連 絡 先：株式会社府中家具会館 府中家具会館ケアサポート

住 所：〒726-0012 広島県府中市中須町919番地2

電 話：0 8 4 7 - 4 5 - 4 4 4 8

F A X：0 8 4 7 - 4 5 - 3 7 9 5

市区町村等にも相談・苦情受付窓口等があります。

府中市役所 介護保険課 0 8 4 7 - 4 0 - 0 2 2 2

尾道市役所 高齢者福祉課 0 8 4 8 - 3 8 - 9 4 4 0

福山市役所 介護保険課 0 8 4 - 9 2 8 - 1 1 6 6

広島県国民健康保険団体連合会 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3